



平成27年4月30日

各 位

会社名 株式会社エンプラス  
代表者名 代表取締役社長 横田 大輔  
(コード番号 6961 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員  
経営企画管理本部長 酒井 崇  
(TEL. 048-253-3131)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第54回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ① 別途公表の通り「監査等委員会設置会社」への移行を決定いたしましたので、変更が必要になりました。
- ② 取締役が職務の遂行にあたり、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を追加いたしました。なお、本件につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 当社の取締役は <u>15</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li><li>(削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(定員)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。)</u>は <u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>監査等委員である取締役については選任後2年以内、監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任</u></p>

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によ</p>	<p><u>期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の招集および決議</u>)</p> <p><u>第 26 条 監査等委員会の招集通知は会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取</u></p>
---	--

って定める。

(新設)

(社外取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(定員)

第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役への業務執行の決定の委任)

第 31 条 当社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 33 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集および決議)</u>  <u>第 34 条 監査役会の招集通知は会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u>  <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任免除)</u>  <u>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 38 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)  第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法 454 条 5 項に定める金銭の分配をすることができる。</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 計算</p> <p>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)  第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭の分配をすることができる。</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p>